

令和4年度

高島市自立相談支援機関年次レポート

つながり応援センターよろず / 湖西地域働き・暮らし応援センター



高島市 / 高島市社会福祉協議会 / ゆたか会

令和5年4月

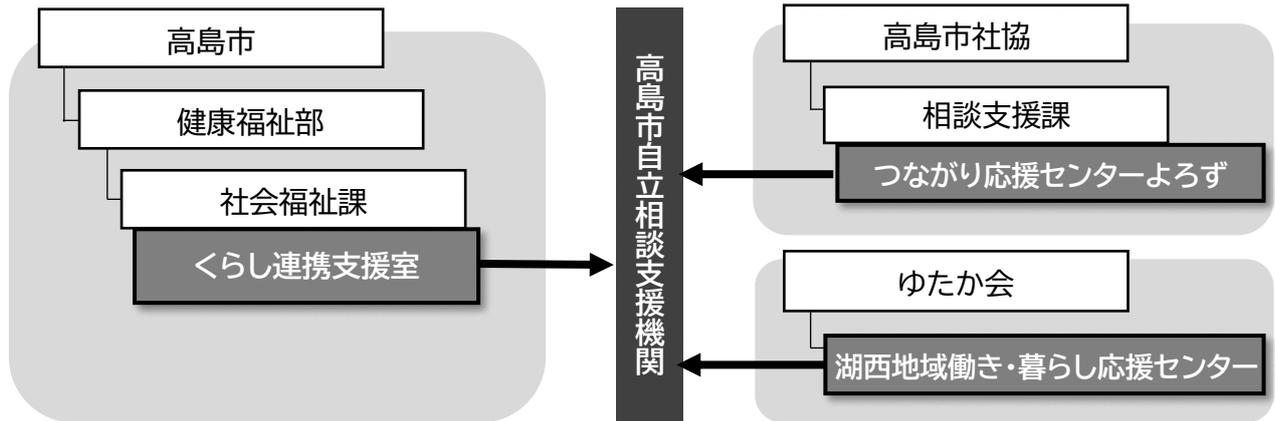
【目次】

1. 相談支援のための体制	2
自立相談支援機関の運営体制／人員配置／実施事業	
2. センター運営・事業の進行管理のための会議	3
支援管理・運営管理ミーティング／支援調整会議	
3. 相談支援業務の実績	4
相談の概況／①よろずへの相談傾向／②働き・暮らしへの相談傾向	
プラン作成／相談者の年代と性別	5
相談経路	6
相談機関へのつなぎ	7
4. 事業推進のネットワークや開発的取り組みの実績	9
(1) 関係機関による問題共有と連携促進のためのネットワークや会議の種類と目的	
(2) 関係機関による問題共有と連携促進のためのネットワークや会議の運営に関する実績	10
つながり応援センターよろず運営委員会	
庁内連携会議	11
子どもの貧困対策情報交換会	12
つながり応援支援者ネットワーク会議	13
就労支援機関連絡会	14
(3) 他機関連携を進める取り組みや開発的取り組みの実績	15
相談支援機関や相談窓口職員のためのネットワークづくり	
生活困窮者支援のための緊急支援物資支援のネットワークづくり	16
ひきこもり状態にある方やその家族のための居場所づくり	17
困窮する世帯の子どもの支援に関する事業	19
就労支援に関する事業	21
(4) その他 関連事業の取り組みの実績	22
分野別相談支援センター連絡会／高島市福祉施設協議会による地域貢献の取り組み	
6. 広報・啓発等の取り組みの実績	23
広報／その他会議・取り組み等／研修参加／視察・視察受入等	
7. これから取り組むべきこと	25
巻末資料	26
事業推進ビジョンイメージ図／事業の広がり図／各種事業要綱等	

1. 相談支援のための体制

(1) 自立相談支援機関の運営体制

社会福祉法人高島市社会福祉協議会内の「つながり応援センターよろず」（以下、「よろず」）、社会福祉法人ゆたか会内の「湖西地域働き・暮らし応援センター」（以下、「働き・暮らし」）に高島市自立相談支援機関が設置され、高島市健康福祉部社会福祉課暮らし連携支援室との共同事務局体制のもと運営を行いました。



(2) 人員配置

- ・ 主任相談支援員 1 名、相談支援員 1 名、家計改善支援員 1 名、子どものあしたコーディネーター 1 名（以上、よろずに配置）、就労支援員 2 名（以上、働き・暮らしに配置）

(3) 実施事業

- 1) 自立相談支援事業
- 2) 家計改善支援事業
- 3) 生活困窮世帯の子どもの生活・学習支援事業
- 4) ひとり親家庭等の子どもの生活・学習支援事業
- 5) 就労支援事業
- 6) 被保護者就労支援事業

※ 1)～4) はよろず、5) と 6) は働き・暮らしが実施。

2. センター運営・事業の進行管理のための会議

日々支援にあたる相談員がケースを抱え込まないよう、また、支援の進捗確認が行えるよう「支援管理ミーティング」を実施し、必要に応じて個別ケースのアセスメント等を行いました。

併せて、会議体の運営や開発的取り組みの進行管理を行うために、定期的に「運営管理ミーティング」を実施しました。

プラン作成に係る「支援調整会議」は、相談員がプラン作成のタイミングやプランの期間を意識しながら、相談者と面談やプランニングを行っていくよう、定例開催される支援管理ミーティングや運営管理ミーティングの中で実施しました。

(1) 支援管理・運営管理ミーティング（開催回数 23 回、総実施時間 25 時間 45 分）

相談受付状況や新規相談ケースの共有、支援ケース全体の状況把握と支援の進捗確認、および事業運営に関する進行管理を行うために月 2 回開催しました。

(2) 支援調整会議（開催回数 21 回、総実施時間：18 時間 45 分）

プラン作成や支援の継続、また支援終結のための評価を行うため、支援管理・運営管理ミーティングに合わせて実施しました。

3. 相談支援業務の実績

(1) 相談の概況

自立相談支援機関（よろず、働き・暮らし）への新規相談受付件数は 125 件でした。

生活福祉資金特例貸付の申請受付が本年度の上半期で終了した影響もあり、関連する相談の減少から、昨年度に比べ相談件数は半減してコロナ前の水準に戻りました。

① よろずへの相談傾向

よろずへの新規相談は、家計に関する相談が 56% を占め、多重債務、市税等の滞納、生活費の不足、生活福祉資金特例貸付利用後の生活の行き詰まり等による相談が多く見られました。

相談者の状態像は、高齢の年金生活者、精神疾患や発達障がい等の障がいのある方（疑い含む）、無職者等、コロナ前の制度施行当初に見られた「社会的に弱い立場にある方」からの相談が再び増加しました。

また、慢性的な生活費の不足や、支出を抑制できないことが原因で債務超過になり困窮状態に陥っている方も多くみられましたが、ご本人の望む解決方法として、更なる借入れ等により一時的に収入を増やし、目の前の債務やお金の遣り繰りの問題を凌げばそれで良いというような、短絡的な解決を望まれる傾向が強く、抜本的な家計の見直しや生活再建のための継続的な相談につながりにくい特徴が見られました。

今年度の新たな特徴として、匿名での相談が増加しました。これは、コロナ禍で非接触による相談希望や、問題の解決方法だけを教えて欲しいとの希望が強まったためと思われ、結果、対面での相談等につながらず、表面的なやり取りのみで相談を終わらざるをえないケースが増えました。

継続相談につながりにくい相談者は、潜在化した問題や根本的な課題が取り残されたままになってしまふことが懸念されます。また、困窮していても相談に来られないなど、潜在化する困窮者へのアプローチについて、これまで構築した関係機関のネットワークを活かし働きかけていく必要があります。

② 働き・暮らしへの相談傾向

就労についての新規相談が 66 件ありました。

自立支援金や住居確保給付金の給付要件に、自立相談支援機関への就労相談が必須となっており、66 件の内、自立支援金受給者の相談が 37 件、住居確保給付金受給者の相談が 8 件を占めました。

自立支援金や住居確保給付金の受給者の多くは、継続的な相談が必要な状況にありますが、ご本人が相談を受けることに消極的で、給付金の受給終了のタイミングで、それ以後の相談の継続を希望されず、就労状況の改善が見られないまま相談終了になる方が多くありました。

なかには、理解に時間がかかる方や、家族関係に課題のある方、困窮状態を改善したい気持ちは見られるものの見通しが十分でないなど、現状を受け入れることが難しい方も多くみられました。

就労意欲が高まらない方については、身寄りがなく地域との関わりが薄いなど孤立状態にある方が見受けられました。

就労支援の成果として、就職できた方が 9 人、増収された方が 16 人ありました。また、就労準備支援事業の利用につながった方が 7 人、認定訓練事業の利用につながった方が 1 人ありました。

発達障がいのある方やその傾向がみられる方については、制度やサービスの利用のために障害者手帳の取得を勧めても、特に高齢の相談者では、発達障がいへの理解等が乏しい時代を過ごされた影響からか、家族やご本人の理解が進まず手帳取得等に難しさがあります。

50 歳以上で退職された方については、応募できる職種が限られてくることや、企業が若い人材を求める傾向等から、再就職が難航するケースが目立ちます。特に、これまで単純作業を中心に就業されてきた方についてはその傾向が顕著です。

(月別相談件数推移)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
よろず	8	18	7	10	6	10	12	8	7	9	8	10	113
働き・暮らし	—	—	—	—	—	—	—	1	0	4	2	5	12
計	8	18	7	10	6	10	12	9	7	13	10	15	125

※令和 4 年 11 月からは、センター（よろず、働き・暮らし）毎に集計。

(2) プラン作成

よろずにおけるプラン作成は 17 件あり、新規に作成したプランが 11 件、再プランは 6 件でした。

プラン作成 17 件の内、家計改善プランは 15 件でした。家計改善プランは、以前からの継続相談による再プランが比較的多く見られます。

働き・暮らしにおけるプラン作成は 34 件あり、新規に作成したプランが 12 件、再プランは 22 件でした。就労支援プラン作成者の内、就労準備段階の方は継続支援の期間が長くなることから再プランの作成に至る方が比較的多く見られます。

相談を継続している方の多くは、生活状況が改善し相談の終結に至ることが多いですが、借入れを目的とした相談や、短期的な解決を求める相談が多いことから、プラン作成そのものが難しい状況が続いています。

(3) 相談者の年代と性別

相談者の年代に偏りは少なく、各年代に満遍なく拡大しています。

年代ごとの増加の傾向としては、30 代と 40 代が増加し、20 代と併せると 35%、50 代も加えると全体の 50% を占め、これまでは相談につながりにくかった子育て世代からの相談が増加し、困窮課題が広がっていることが分かります。

男女別では、コロナ禍では比較して男性の相談者が多くみられましたが、今年度は男女比がほぼ同数になりました。相談者が世帯主である男性からの借入の相談から、家計のやりくりしている女性からの相談に変化していることも影響していると考えられます。

(年齢別・性別・件数) (※本項目については、よろずでカウントしたものを記載。)

	～20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不明	計
男性	6	6	10	6	12	11	9	60
女性	3	8	8	10	3	12	9	53

(4) 相談経路 (※本項目については、よろずでカウントしたものを記載。)

本人からが 85 件 (75%) と全体の半数以上を占めました。

本人からの相談のうち、広告媒体によりよろずの連絡先を知った方が 19 件と全体の 41% を占めました。その中でも、市の広報が 7 件、インターネットが 6 件と大きな割合を占めました。

その他の内訳では、市役所各課や支所から紹介を受けた方が 11 件ありましたが、この中には相談内容から市役所につなが直しが必要となる相談も散見されました。

関係機関と関係者からは 24 件と全体の 21% を占めました。内訳として、くらし連携支援室からが 5 件と多く見られましたが、その他は地域包括、ケアマネージャー、中学校や学童保育所、県ひきこもり支援センター、民生委員や地域の個人事業主等、多種多様な関係機関や個人からのつながりがありました。

(相談経路の内訳)

連絡してきた人・機関			
家庭	本人	85	75.2%
	家族	3	2.7%
高齢	地域包括支援課	2	21.2%
	ケアマネ (社協)	2	
	あいりんつむぎ地域包括	1	
	ケアマネ (社協以外)	1	
子ども	きらきらクラブ	2	
	中学校	1	
困窮 債務	くらし連携支援室	5	
	貸付 (社協)	1	
	就労準備支援ホップ	1	
	弁護士	1	
ひきこもり	県ひきこもり支援センター	2	
地域①	民生委員	2	
	仲間のWA!	2	
	他市社協	1	
地域②	電気屋	1	0.9%

※ 地域①=相談機能あり、地域②=相談機能なし

連絡してきた人・機関			
家族 知人	家族	4	8.7%
	友人・知人	2	4.3%
行政	社会福祉課	1	23.9%
	子ども家庭相談課	1	
	納税課	1	
	地域包括支援課	1	
	マキノ支所	1	
	安曇川支所	1	
	今津支所	1	
	健康推進課 (保健師)	1	
広報 媒体	市広報	7	41.3%
	インターネット	6	
	よろずパンフレット	3	
	新聞	2	
	くらしの便利帳	1	
支援者 ・機関	ハローワーク	2	10.9%
	虹カフェ (虹の会)	1	
	貸付 (社協)	1	
	精神科クリニック	1	
	保護司	1	
	他市自立相談支援機関	1	
その他	フードバンク	1	6.5%
	銀行	1	
	通訳 (外国語)	1	
合計		46	

(5) 相談機関へのつなぎ (※本項目については、よろずでカウントしたものを記載。)

今年度の新規相談の内、関係機関につないで終了となったケースは 6 件ありました。

他機関につなぐことでは相談終了には至らず、他機関との連携や制度サービスの利用が必要となった相談は 58 件あり、相談者の多くが複合的な課題を抱え、単一の相談窓口や支援だけでは問題が解決しない状態にあり、複数の機関や窓口、職種が協力して伴走することの必要性が高まっています。

(相談機関のつなぎ先の内訳)

市社会福祉課 (生活保護)	1	障がい福祉課	1
生活福祉資金等貸付担当	1	ふれホップ	1
あいりんつむぎ地域包括支援センター	1	弁護士	1

○2022 年度生活困窮者自立支援事業 月次実績詳細報告

対象月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月		12月		1月		2月		3月		年間合計
対象機関		よ	よ	よ	よ	よ	よ	よ	よ	働	よ	働	よ	働	よ	働	よ	働	
新規相談受付件数(本人未特定を含む)		8	18	7	10	6	10	12	8	1	7	0	9	4	8	2	10	5	125
(うち)本人特定のみ(本人同意なしを含む)		8	18	7	10	6	10	12	8	1	7	0	9	4	8	1	10	5	124
(うち)本人特定のみ(本人同意ありのみ)		2	9	4	7	2	3	6	4	1	2	0	3	3	4	1	3	2	56
プラン策定前支援終了件数(初回スクリーニング時)		7	6	4	4	2	8	4	8	2	4	0	8	0	8	0	9	2	76
うち	情報提供のみで終了	7	5	4	3	2	8	4	7	0	4	0	6	0	7	0	7	2	66
	他機関へのつなぎで終了	0	1	0	1	0	0	0	1	2	0	0	2	0	1	0	2	0	10
	スクリーニング判断前に中断・終了	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支援決定・確認件数(再プランを含む)		4	8	1	7	3	2	7	3	3	2	3	0	1	2	1	1	3	51
うち 支援決定あり		2	5	1	3	2	2	6	2	1	2	0	0	0	2	1	1	3	33
就労支援対象者数(プラン期間中の一般就労を目標にしている)		1	3	0	3	2	0	4	0	2	0	2	0	0	0	0	0	2	19
事業に等しく利用	住居確保給付金	1	2	0	3	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
	一時生活支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家計改善支援事業	0	2	1	3	2	0	2	1	0	2	0	0	0	2	0	1	1	17
	就労準備支援事業	2	3	0	0	0	1	4	1	1	0	0	0	0	0	1	0	3	16
	認定就労訓練事業	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	自立相談支援事業による就労支援	3	6	0	5	1	2	6	1	3	0	3	0	1	0	1	0	3	35
その他	生活福祉資金による貸付	1	1	0	4	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
	生活保護受給者等就労自立促進事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
評価実施件数(再プランを含む)		4	4	3	4	7	4	5	16	0	1	4	4	2	2	4	1	4	69
評価結果	終結	1	2	2	1	2	1	3	16	0	1	3	4	0	2	2	1	1	42
	再プランして継続	3	2	1	3	5	3	2	0	0	0	1	0	2	0	2	0	3	27
	中断	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
見られた変化	変化あり	4	2	2	3	6	3	2	1	0	0	4	3	2	2	4	1	4	43
	変化なし	0	2	1	1	1	1	3	15	0	1	0	1	0	0	0	0	0	26
①評価実施件数中就労支援対象プラン作成者分		1	3	0	1	4	2	3	7	0	0	2	0	1	0	3	0	3	30
うち 一般就労開始		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	3
うち 就労収入が増加		1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	6
②評価実施件数中、就労支援非対象プラン作成者分		3	1	3	3	3	2	2	9	0	1	2	4	1	2	1	1	1	39
うち 一般就労開始		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
うち 就労収入が増加		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2
③プラン作成者以外																			
うち 一般就労開始		1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4
うち 就労収入が増加		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※対象機関の内、「よ」はよろず、「働」は働き・暮らし。

4. 事業推進のネットワークや開発的取り組みの実績

相談支援で把握された問題を関係機関と共有し、必要な手立てを協議し協働による取り組みにつなげていくためのネットワークとして、「つながり応援センターよろず運営委員会」を開催しました。併せて、本委員会で整理した問題について、さらに専門的な機関や団体等と協議を深め事業を推進するために部会やプロジェクト会議を開催しました。

(1) 関係機関による問題共有と連携促進のためのネットワークや会議の種類と目的

1) つながり応援センターよろず運営委員会（生活困窮者自立支援機関運営委員会）

相談支援を通じて把握した問題を共有し、関係機関と協働した連携や取り組みを生み出していくための官民のネットワークとして設置しています。

2) 庁内連携会議（高島市生活困窮者自立支援対策庁内連携会議）

生活困窮者の問題に対応できるよう、庁内の体制や連携を強化するための問題共有と協議の場として設置しています。

3) 子どもの貧困対策情報交換会

貧困の連鎖を断つことを目的に、市内の子ども・子育て支援機関や学校教育関係者、また地域の子ども食堂の活動者等と、子ども・子育て世帯を取り巻く問題の共有や取り組みの共有を行い、各支援や取り組みがつながり合うことを目的とした場として設置しています。

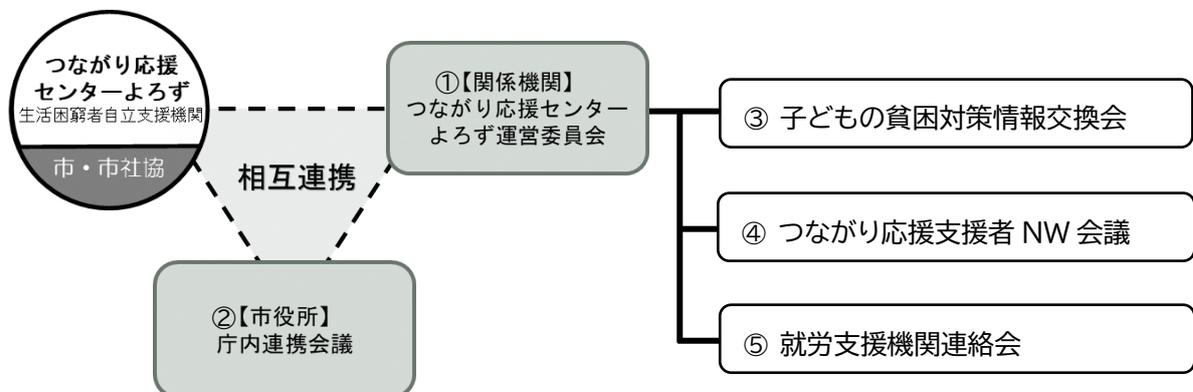
4) つながり応援支援者ネットワーク会議

ひきこもり者の支援に関わる機関同士が、本圏域における課題を整理するとともに、必要な取り組みや連携のあり方について話し合うことを目的としたネットワークとして設置しています。

5) 就労支援機関連絡会

本圏域で就労支援に関わる機関同士が情報を共有し、有機的な連携や協働につながることを目的とした連絡会として設置しています。

事業推進のための関係者ネットワークの体系



※ 高島市における生活困窮者支援の展開は、官民のネットワークである「よろず運営委員会」と「庁内連携会議」を多機関参加による事業推進のための2つの大きなエンジンとして運営し、さらに具体的なテーマによる取り組みの推進や連携促進のための部会(連絡会)やプロジェクトを設置しています。

(2) 関係機関による問題共有と連携促進のためのネットワークや会議の運営に関する実績

1) つながり応援センターよろず運営委員会

相談や取り組みにより掘り起こされた生活困窮者の問題について、多機関協働のネットワークにより課題解決に向けた連携や、開発的な取り組みが進むことを目的に運営委員会を開催しました。

	日時	会場	内容
1	令和4年7月26日 午前10時～12時	高島市役所 新館3階 会議室11・12	① 委員委嘱と委員長選任 ② 制度概要と市内事業推進状況について ③ 今年度の重点取組事項について ④ 話題提供： ・「夢カフェ・タンポポ」の取組紹介 ・参加支援事業「ぶれホップ」の事業紹介 ⑤ 意見交換
2	令和5年2月16日 午前10時～12時	高島市役所 新館3階 会議室11・12	① 令和4年度相談支援事業状況報告 ② 令和4年度事業実施状況報告 ③ 重点報告：「子ども・子育て世帯の困窮の現状について」 ・フードバンクびわ湖たかしま ・子どものあしたコーディネーター ④ 意見交換

評価	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍においても取り組まれてきた「ひきこもり状態のある方の居場所」や「子ども子育て世帯の支援の取り組み」の現状を共有することができました。 ・子ども子育て世帯への取り組みの現状と把握された課題を提起し、参加者と必要な取り組みについて深めあうことができました。 ・今後、コロナ禍に拡大した子育て年代の困窮層について、特に顕在化しにくい世帯へのアプローチの方法等を継続して検討していく必要があることを共有することができました。
----	---



子育て世帯の課題やフードバンクの取組について報告の様子



報告を受けてグループごとに協議している様子

2) 庁内連携会議

生活困窮者の問題に対応できるよう、庁内の連携や体制を強化するため開催しました。なお、昨年度から本会議（「生活困窮者自立支援対策庁内連携会議」）は、生活困窮者を含む様々な困りごとを抱えた市民に対する包括的な相談支援体制を確立し、本市における地域共生社会の実現を目指す“地域生活つむぎあいプロジェクト”の「庁内連携つむぎあい会議」と一体的に開催されることになりました。

	日時	会場	内容
1	令和4年6月29日 午後1時半～3時40分	高島市役所 新館3階 会議室11・12	① 説明：会議及び構成員の役割について ② 説明：関係事業の進捗状況について ③ 報告：連携・開発事例について ④ 意見交換：「暮らしづらさを抱えた人を支えるために必要な取り組みについて」
2	令和5年1月11日 午前10時～12時	高島市役所 新館3階 会議室11・12	① 説明：第1回庁内連携会議の振り返り ② 説明：関連プロジェクト（令和4年度のトピックス）について ③ 研修：「つながりにくい人に私たちはどうつながるのか」（講師：虹の会 中山支援員、障がい福祉課 西川主任） ④ 意見交換：「暮らしづらさを抱えた人を支えるために必要な取り組みについて」

評価	<ul style="list-style-type: none"> ・各課から「くらし連携支援室」につながった事例を共有しながら、庁内連携時に必要な視点や意識について、また行政に求められている役割（連携と開発）についての連携意識を醸成することができました。 ・第1回の意見交換で「困り感のない当事者」や「困った時にサービスにつがっていない場合が多い」との意見があったことから、第2回では「つながりにくい人と私たちはどうつながるか」をテーマに研修し意見交換を実施しました。 ・参加した職員からは、「一人で支援することは不可能。関係機関が積極的に交流、連携することが大切」「私たちが思っている以上に市民の方は覚悟を決めて来庁されていることを心に留めておきたい」等の意見があり、窓口対応や連携について改めて考える機会となりました。 ・コロナ禍での参集の制限などもあり、会議終了後には検討結果を庁内で共有しました。
----	--



生活困窮者支援や重層の取り組みについての報告の様子



各回のテーマに基づきグループごとで協議をしている様子

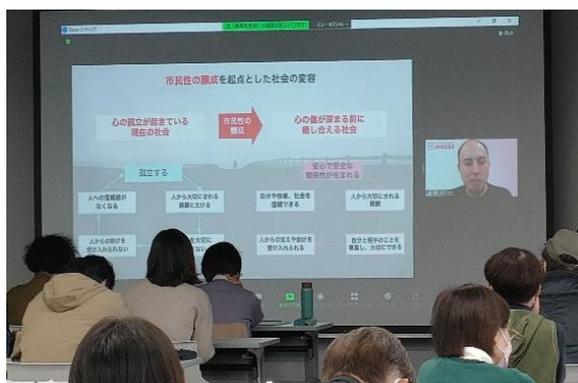
3) 子どもの貧困対策情報交換会

困窮する子ども子育て世帯の支援関係機関等の協議・協働の場として、行政、教育、福祉関係機関、地域の活動者やボランティア等を対象に情報交換会を開催しました。

今年度は、「子どもたちの未来のために、私たちができるまちづくり」をテーマに開催しました。

	日時	会場	内容
1	令和4年11月30日 午前10時～12時	高島市役所 新館3階 会議室9～11	<ul style="list-style-type: none"> ○ 講演：「子どもたちの未来のために、私たちができるまちづくり」（講師：認定NPO法人PIECES 斎典道氏） ○ 話題提供：「市内の取組紹介」 <ul style="list-style-type: none"> ①新旭子ども食堂 ②親子路上あそび ③地域学校協働活動 ○ 意見交換：「子どもの未来について、地域で大切にしたいこと」

評価	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民による取り組みの意識の醸成」という目的で開催しましたが、講義について「良かった」だけではなく、「もっと学び行動したい」「何かできることをしてみたい」という感想が多く聞かれ、開催の効果を感じることができました。 ・市内の地域、支援団体、学校における取り組みを紹介したことで、「刺激になった」「参考になった」などの感想が多く聞かれ、参加者それぞれの興味関心に沿った内容を提供することができ、今後の取り組みにつながる効果を実感することができました。
----	--



講師によるオンラインでの講演の様子



市内の関係団体からの実践報告の様子

【参加機関・団体】 39機関・団体 51人

母子福祉のぞみ会／元気な仲間／スクールソーシャルワーカー／少年補導委員／TSC フリースクール／マキノ東小／マキノ西小／青柳小／新旭北小／新旭南小／今津東小／安曇川中／今津中／湖西中／学校教育課／教育相談・課題対応室／ECC 学園高校／さくら学園高校／FS ふじの里なごみの家／FS わくわく／FS カーサージュ／FS さわのそよ風／きらきらクラブ／Be スマイル／仲間のWA！／安曇川住民福祉ネットワーク／新旭子ども食堂／マキノ子ども食堂／朽木おさんぽ会／マキノ・テラス ONE／コティカフェ／市民協働交流センター／あすくる高島／子ども家庭相談課／健康推進課／社協地域福祉課／滋賀県社協／くらし連携支援室／つながり応援センターよろず

4) つながり応援支援者ネットワーク会議

ひきこもり状態にある方やその家族に関わる支援関係機関が、支援や取り組みの現状と課題の共有を行い、連携について話し合う場として開催しました。

今年度は、「居場所」を中心とした取り組みについて共有するとともに、「居場所」の現状や価値について学び、支援者が「居場所」をどのように意識し連携していけると良いか話し合いました。

	日時	会場	内容
1	令和4年11月21日 午後2時～3時半	高島市新旭公民館2階 視聴覚室	① 講演：「居場所は何を支援しているか」 (講師：立命館大学産業社会学部 准教授 御旅屋 達 氏) ② 意見交換 ③ 質疑応答
2	令和5年3月10日 午前10時～11時半	高島市役所 新館3階 会議室11・12	① 市内の居場所(ゆるきち)の活動紹介 ② 意見交換

評価	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回目において、講師の話から「居場所がどのように支援として用いられるようになってきたか」や、社会情勢の中で「居場所の意義やこれからの在り方」について学び深めることができました。 ・第2回目において、市内で取り組まれる居場所の情報や居場所の利用者の声を紹介しながら、支援機関が居場所をどう捉え、どのように連携していけると良いか、話し合いを通じて深めあうことができました。
----	---



講師による講演の様子



小グループで居場所との連携について協議している様子

【参加機関】

仲間のWA! / 障がい者相談支援センターコンパス / 働き・暮らし応援センター / 夢の木訪問看護ステーション / かけはし / 子ども・若者支援センターあすくる高島 / 障がい福祉課 / 健康推進課 / 学校教育課 / 暮らし連携支援室 / 高島保健所 / 県ひきこもり支援センター / 就労準備支援ホップ / 滋賀県社会福祉協議会 / 市社協地域福祉課 / つながり応援センターよろず

5) 就労支援機関連絡会

就労支援機関連絡会では、支援が必要な方が早期に支援機関につながるような仕組みづくりを目指すこと、シニア層の人への就労支援や居場所について考えること、また、地域資源を共有する場を持ち、関係機関の連携強化と専門職としてのスキルアップを図ることを目的に開催しました。

情報共有や研修を取り入れ、現状を知ることや知識を深めることができました。

	日時	会場	内容
1	令和4年7月22日 午前10時～12時	今津東コミュニティセンター	① 安曇川高校との連携について ② 認定就労訓練事業「ホトラ舎」について (講師：株式会社ネ 原田将氏) ③ 情報共有
2	令和4年12月5日 午前10時～12時	地域生活支援センターほろん	① 滋賀県地域若者サポートステーションの活動について (講師：滋賀県地域若者サポートステーション 橋本 剛氏) ② 情報共有とグループワーク
3	令和5年2月17日 <研修会> 午後1時30分～16時5分 <連絡会> 午後4時20分～5時10分	今津東コミュニティセンター	① 研修会「支援員が知っておきたいソーシャルワークの基本～一人を大切にす支援と一人が大切にされる為の地域づくり～」 (講師：同志社大学社会福祉学部社会福祉学科 空閑 浩人氏) ② 今年度の振り返りと次年度の進め方

評価	<ul style="list-style-type: none"> ・各機関が日々の個別支援を通じて見えてきた課題を、就労支援機関連絡会の場で情報交換し、地域課題として関係機関が共有できるよう取り組みました。 ・第1回目では、ホトラ舎から実施する認定就労訓練事業の事業内容や取り組みの説明を受け、市内の資源を支援者が理解し、就労準備段階の方への支援の選択肢を増やすことができました。 ・第2回目は、支援者が学校と上手く連携していくために、「異文化理解」をテーマに説明を受け、学校の立場、考え方に気付くことができ、福祉分野と教育分野では支援に対する考え方・文化等が異なることを学ぶなど学校との連携の仕方について理解を深めました。 ・第3回目は、公開講座として実施しました。就労支援機関連絡会のメンバーだけではなく多くの支援関係者の43名の参加がありました。研修会参加者からは「ソーシャルワーカーとしての心構えを再確認できた」「日々の支援を振り返る機会になった」と感想をもらっており、支援者が励まされる機会にもなり好評を得ました。
----	--



関係機関で情報共有を行っている様子



研修会での講師による講演の様子

(3) 他機関連携を進める取り組みや開発的取り組みの実績

1) 相談支援機関や相談窓口職員のためのネットワークづくり

相談支援機関や相談を受ける機会のある職員が、生活困窮者支援における問題について学び合うとともに、連携のための関係性を深めることを目的に「相談窓口職員連絡会」を開催しました。

今年度は、生活困窮者等ための地域づくり事業として実施され自立相談支援機関として連携して開催し、第1回は「参加職員同士の関係づくり」を、第2回は「孤立に対するつながり支援の必要性について学び深める」をテーマに開催しました。

	日時	会場	内容
1	令和4年8月24日 午後1時半～3時半	安曇川公民館 ふじのきホール	○ 講演と参加型ワークショップ 「仕事に役立つ！連携がスムーズになるコミュニケーション」（講師：夢ころぼ主宰 松尾 弥生 氏）
2	令和5年3月8日 午後2時～4時	高島市役所 新館3階 会議室9～12	① 講演「支援の現場から～伴走して支えるということ～」(講師：NPO 法人抱樸 奥田 知志 氏) ② 質疑応答

評価	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回では、ワークショップ等をふんだんに取り入れ、参加者が楽しみながら互いを知り合う作業ができました。また、関係性を促進する考え方のポイントを織り交ぜられ、ワークショップを通じて連携のポイントについても学び深めることができました。 ・第2回では、講師から「社会的孤立」について、社会構造的な問題や背景も含めお話しただいたことで、孤立を自己責任として帰結させるのではなく、社会的な課題として捉え、つながりを目的に伴走的に関わっていくことの大切さについて学ぶことができました。
----	--



講師による講演の様子【第1回】



講師によるオンラインでの講演の様子【第2回】

【参加機関】

こもれび相談支援事業所／計画相談虹／朽木居宅介護支援センター／あずみの郷／こころいちばん計画相談居宅介護支援センター／コンパス／かけはし／元気な仲間／働き・暮らし応援センター／あいりんつむぎ地域包括支援センター／あいりん居宅介護支援事業所／ハローワーク高島／アイリス／清湖園／藤美寮／藤波園／ふじの里／さわの風／さわやか荘／椽生の里／角川ヴィラ／ほろん／陽光の里／杉山寮／くらし連携支援室／社会福祉課／健康推進課／地域包括支援課／障がい福祉課／子育て支援課／エール／社会教育課地域教育連携室／マキノ支所／保険年金課／都市政策課／市民協働課／長寿介護課／農業政策課／総合戦略課／ECC 学園高校／あすくる高島／きらり今津北／市社協地域福祉課／つながり応援センターよろず

2) 生活困窮者支援のための緊急支援物資支援のネットワークづくり

生活困窮等の事情により緊急一時的に食料や物資の支援が必要な世帯を支援する支援者を応援する仕組みとして、緊急支援物資支援のためのネットワークづくりを進めました。

本取り組みでは、どこかに倉庫を設置し物資等をストックする手法ではなく、連絡網としてのネットワークをつくり、物資が必要になった際には、そのネットワークを機能させ、必要な物資等を提供する仕組みにより緊急支援を行います。

昨年度に引き続き、高島市福祉施設協議会の構成施設・事業所（7法人 20事業所）や、フードバンクびわ湖たかしまとの連携を進めました。

○ 緊急支援物資による支援

食料 10 件の支援を実施しました。

○ フードバンクびわ湖たかしまとの連携

フードバンクびわ湖たかしまとの連携を強化するための連携会議を実施するとともに、フードバンクびわ湖たかしまが子育て世帯等を対象に実施するフードドライブおよびフードパントリー事業に協力しました。

① 連携会議

	日時	内容
1	令和4年9月22日	フードバンクびわ湖たかしまとの連携会議

② フードドライブ・フードパントリーの活動協力

	日時	内容
1	令和4年7月22日	フードパントリー実施協力
2	令和4年7月23日	フードパントリー実施協力
3	令和4年12月16日	フードパントリー実施協力
4	令和4年12月17日	フードパントリー実施協力

3) ひきこもり状態にある方やその家族のための居場所づくり（※滋賀県社協の「ひきこもり者と家族が孤立しない地域支援体制づくり事業」の助成を受け実施。）

支援関係機関等と「つながり応援支援者ネットワーク会議」（前掲）を開催し、関係機関による連携ネットワークづくりを行いました。

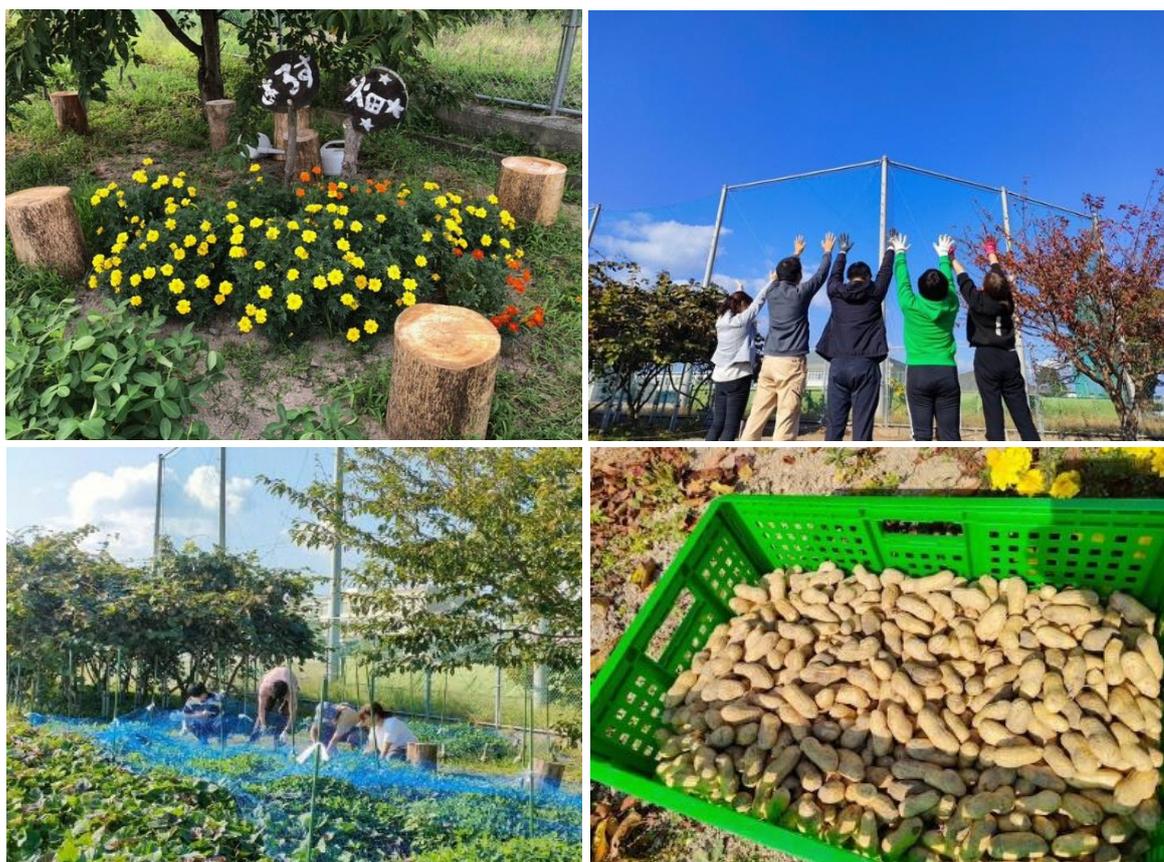
また、ひきこもり状態にある方等の参加のきっかけや関係性の支援のための取り組みとして、中学校横の空き地を活用して「よろず畑」を開墾し、作業等を通じ、ゆるやかにつながり社会参加できる居場所づくりを行いました。

市内で利用できる居場所等の情報を、ひきこもり状態にある本人や家族に発信するツールとして「ゆるきち通信」を発行しました。「ゆるきち通信」は、ひきこもり状態にある方やその家族を訪問する支援者が訪問のきっかけとして利用するなど、関係機関の支援ツールとしても発行しています。

この他、滋賀県社会福祉協議会の「県内ひきこもり一斉電話相談会」や「ひきこもり家族会勉強会」の実施に協力しました。

① よろず畑

相談等をつうじてつながったひきこもり状態にある方等の居場所や参加の場として、「よろず畑」を週 1 回開設しました。



よろず畑での活動の様子

② ゆるきち通信と編集会議

関係機関と「ゆるきち編集会議」を実施し、「ゆるきち通信」を発行しました。

市内で利用できる居場所等の情報を、ひきこもり状態にある本人や家族に届けるツールとして発行しているほか、支援者が訪問等のアウトリーチのきっかけとして利用するなど、関係機関の支援ツールとしても発行しました。



③ 県内ひきこもり一斉電話相談会の実施協力

滋賀県社会福祉協議会の「県内ひきこもり一斉電話相談会」の実施に協力しました。

高島圏域の窓口として、虹の会就労準備支援ホップと共同で電話相談窓口を開設し、ひきこもり状態にある方やその家族からの電話相談に応じました。

今年度は年 2 回 9 月と 2 月に開催され、それぞれ 1 件ずつ相談がありました。

④ ひきこもり家族会勉強会の実施協力

滋賀県社会福祉協議会が主催する「ひきこもり家族会勉強会」について、虹の会就労準備支援事業ホップと共同で高島サテライト会場を MIZU Cafe Cocco に開設し実施しました。

今年度は 7 月と 11 月と 3 月に開催されました。

4) 困窮する世帯の子どもの支援に関する事業

様々な事情や困りごとを抱える世帯の子どもの支援に関する取り組みとして、引き続き施設やボランティアと「フリースペース」の開設運営を行いました。

また、「フリースペース」に関わる法人や施設、支援機関等と「子どもの居場所に関する運営会議」を開催しました。

① 子どもの居場所づくり（フリースペース開設の取り組み）

支援や受け止めを必要とする子どもや家庭のために、市内の福祉施設やボランティアスタッフの協力のもと居場所をつくり、必要な学習や食事等の生活支援を提供する取り組みとしてフリースペースを開設しました。

今年度は新たに1か所でフリースペースが開設され、市内7カ所で子どもたちの受け止めを行いました

新型コロナウイルス感染症の脅威が残る中でも、それぞれのフリースペースが、いま出来る事、ここで出来る事を模索し、感染予防の工夫を凝らしながら子どもたちの居場所づくりを行いました。



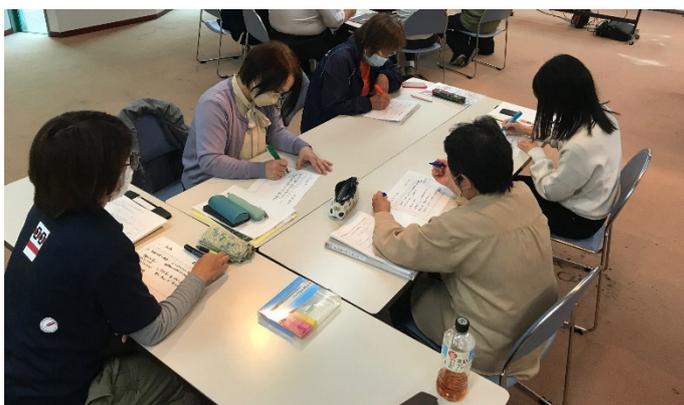
フリースペースでの活動の様子

② 子どもの居場所に関する運営会議

フリースペースの安定的な運営のために、フリースペースに関わる施設管理者、専門員、子育て関連機関と事務局により、運営上の問題共有と課題の改善に向けた意見交換を行いました。

回数	日時	会場	内容
1	令和4年10月31日 午後1時半～5時半	新旭公民館 2階 視聴覚室	① 市内フリースペース運営状況報告 ② 支援機関との連携について ③ 意見交換：「わがまちのフリースペースの良さを深める」

評価	<ul style="list-style-type: none"> ・各フリースペースでの活動状況を共有するとともに、それぞれのフリースペースにおいて今後取り組んでみたいことを共有することができました。 ・フリースペース利用までの流れなど、支援機関の役割等を共有し、支援機関とフリースペースの連携について考えることができました。 ・意見交換を通じて、市内で実施されるフリースペースの特徴や良さについて確認し、深め合うことができました。
----	---



「わがまちのフリースペースの良さ」について個人で書き出した後、グループで話し合いました。

5) 就労支援に関する事業

① 就労準備支援事業（社会福祉法人虹の会受託事業）

社会福祉法人虹の会により、就労準備支援事業（就労準備支援ホップ）が実施されています。

ホップでは、個人にあったプログラムを作成し、「日常生活自立に関する支援」「社会自立に関する支援」「就労自立に関する支援」のメニューを織り交ぜて実施されています。

就労準備支援プログラムの実施状況

	日常生活自立に関する支援	社会生活自立に関する支援	就労自立に関する支援
ねらい	日常生活自立の一つとして、自己の健康管理を学び、実践できるよう支援します。	他者や地域との関わりを広げつつ、自己理解の機会を提供し、就労を含めた人生を考えられるよう支援します。	興味・関心に基づく自主的な活動からスタートし、仕事の体験や実習等を調整、支援します。
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境や生活リズム改善のための知識の習得など、具体的な取り組みを医療（訪問看護・保健師）や、福祉サービス（計画相談等）との連携のもと実践します。 ・多職種との連携（理学療法士による身体づくり教室等）や、体操による健康管理の習慣付け、一人ひとりに合った日常的なトレーニング等をサポートします。 ・日々の食生活の振り返りや、食の重要性を学ぶ機会としての調理実習を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーショントレーニングとして、テーマ別の居場所「○○カフェ」を開催（鉄道カフェ、読書カフェ、カードゲームカフェ等）します。 ・仲間と協力したり、他者への理解を深めたりするための昼食会を実施します。 ・自己選択、自己決定の経験としての外食体験や、一人暮らしを想定した調理実習を実施します。 ・集団での役割の認識や自己覚知の促しとして、ボードゲームを活用して他者との交流を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな機会を活用し、「報告、連絡、相談」のトレーニングを行います。 ・虹の会や他団体から切り出された仕事を、「はたらく体験」として実施します。 ・虹の会 IT 顧問との連携によるパソコン講座を開催し、IT 基礎力の向上を図ります。 ・MIZU cafe cocco を活用して、接客、清掃、厨房作業等の体験を行います。 ・市内企業の見学や現場実習を調整し、実施します。



理学療法士による健康・運動講座



テーマ型カフェ（カードゲームカフェ）



企業見学

② 認定就労訓練事業

市内では、「社会福祉法人大阪自彊館」と「ホトラ舎」が認定就労訓練事業の認可を受け、併せて4つの事業所で実施されています。

(4) その他 関連事業の取り組みの実績

1) 分野別相談支援センター連絡会

市との共同事務局体制のもと、各分野の基幹となるセンター同士がビジョン等を共有し、連携を深めるための連絡会を開催しました。

	日時	会場	内容
1	令和4年6月23日 午前10時～12時	高島市役所 新館2階 相談室8	① 今年度各センターの事業計画共有 ② 意見交換
2	令和5年3月22日 午後1時半～3時半	高島市役所 新館1階 会議室1	① 今年度各センターの事業報告 ② 総合相談についての意見交換

2) 高島市福祉施設協議会による地域貢献の取り組み

市内の社会福祉法人が加盟する高島市福祉施設協議会（事務局：高島市社会福祉協議会）では、地域貢献の取り組みとして加盟事業所の協力のもと次の2つの取り組みを進めました。

① よろず相談窓口の設置

加盟法人内の協力事業所が、なんでも相談の窓口と担当者を設置し、施設利用者やそのご家族、また近隣住民からの相談の窓口となり、受け付けた相談を必要な支援機関につなぎます。

今年度は、市内9法人 21施設・事業所が協力事業所として窓口を設置しました。

② 緊急支援物資支援ネットワークへの協力

社会福祉法人等の協力のもとネットワークの構築を進め、今年度は7法人 20事業所が協力事業所として担当者を設置しました。

6. 広報・啓発等の取り組みの実績

(1) 広報

- 1) 高島市社協広報『しふくのふくし』による広報
- 2) 高島市社協ホームページによる広報

(2) その他会議・取り組み等 (※本項目については、よろずで参加したものを記載。)

日にち	内容
7月7日	児童虐待防止推進週間街頭啓発参加
9月9日	くらし連携会議 (安曇川地域)
9月24日	新旭ふくしまつり
10月7日	高島市なんでも相談会
11月21日	くつき暮らしなんでも相談会
11月29日	終活サポートのあり方検討コアメンバー会議
12月15日	未来のジャム Vol.1
12月19日	終活サポートのあり方検討コアメンバー会議
12月21日	ひらの青春生活応援事業フォーラム
12月26日	生活福祉資金特例貸付償還猶予に関する説明会
1月18日	みんなの居場所マップ作製打合せ会議
1月19日	未来のジャム Vol.2
1月26日	地域生活つむぎあい会議
2月3日	高島市なんでも相談会
2月21日	くらし連携会議 (マキノ地域)

(3) 研修参加 (※本項目については、よろずで参加したものを記載。)

日にち	内容
4月26日	生活困窮者向けリスタート携帯説明会
5月27日	市町村職員を対象とするセミナー
8月2日	第2回重層的支援体制整備事業勉強会
8月6日	Citizenship for Children プログラム研修
8月22日	地域における子どもの学びの支援共同研究会
9月1日・2日	家計改善支援員従事者養成研修
9月6日	ひきこもり相談会事前研修会
9月12日	重層的支援体制構築推進人材養成研修
9月15日	Citizenship for Children プログラム研修
10月3日	精神障がいへの理解と支援に関する研修会
10月6日	生活困窮者支援員養成研修 (都道府県研修)

10月11日	生活困窮者支援員養成研修（都道府県研修）
10月12日	ひきこもり支援のための研修会
10月26日	ひきこもり支援のための研修会
11月15日	重層的支援体制構築推進人材養成研修
12月9日	成年後見制度普及啓発講座
1月19日	お金をめぐる課題と支援を考える研修会
2月7日	ひきこもり一斉電話相談会事前研修

(4) 視察・視察受入等（※本項目については、よろずで受入したものを記載。）

日にち	内容
6月13日	県ひきこもり支援センター専門職チーム視察受入
7月1日	静岡県・静岡県社協視察受入
11月16日	三菱UFJリサーチヒアリング
12月8日	茨城県東海村社協視察受入
12月15日	和歌山県かつらぎ町社協視察受入

7. これから取り組むべきこと

これからも継続して取り組んでいくことに加え、今後、改めて取り組んでいく必要のあることについて、次のとおりまとめました。これらの取り組みについて次年度以降の事業化も含め検討していく必要があります。

【総合相談支援体制の推進】

引き続き、市くらし連携支援室が推進する重層的支援体制整備事業における総合相談支援体制づくりを一体的に進めます。

現場レベルの相談員同士の連携促進のため「相談窓口職員連絡会」を引き続き開催するとともに、福祉施設事業所への「よろず相談窓口」の設置を推進し、地域の身近な所での相談窓口づくりを進めます。

これらの取り組みについて、昨年度に立ち上げた「分野別相談支援センター連絡会」において、福祉の各分野の基幹となる相談支援センターと共有し、連携のための更なる取り組みを進めていく必要があります。

【生活福祉資金特例貸付利用者へのフォローアップ支援】

新型コロナウイルス感染症の影響により困窮した世帯への特例貸付制度も、本年9月に申請受付を終了し、令和5年度から順次償還がスタートします。このことに関して、引き続き困窮する世帯への免除等の手続の支援とともに、必要な方への家計改善や就労支援のための相談対応や支援が必要です。

市社協の生活福祉資金貸付担当との連携を密にし、これら相談支援を必要とされる困窮世帯への支援体制を整備する必要があります。

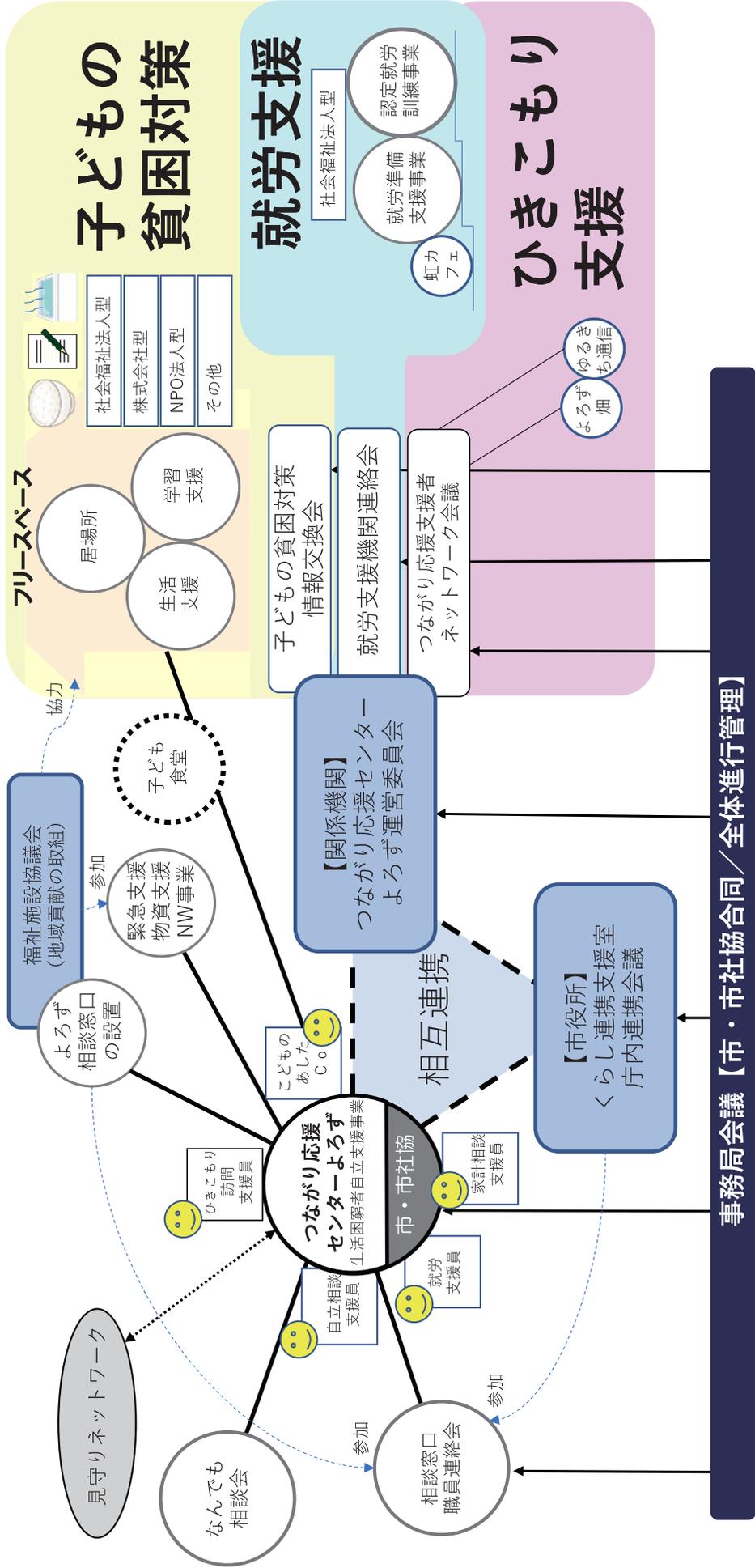
【学校と福祉の連携の促進】

フリースペースでの支援を継続するなか、当初は小中学生として利用していた児童も成長し、高校への進学や高校からの卒業の場面に直面するようになっていますが、特に、困窮世帯において子どもが高校を卒業し大学への進学や就職をする際の支援が十分ではなく、引き続き支援を必要としています。

困窮する世帯の子どもの進学や就職について、高校等と情報を共有し在学時からの連携を進めていく仕組みづくりを検討していく必要があります。

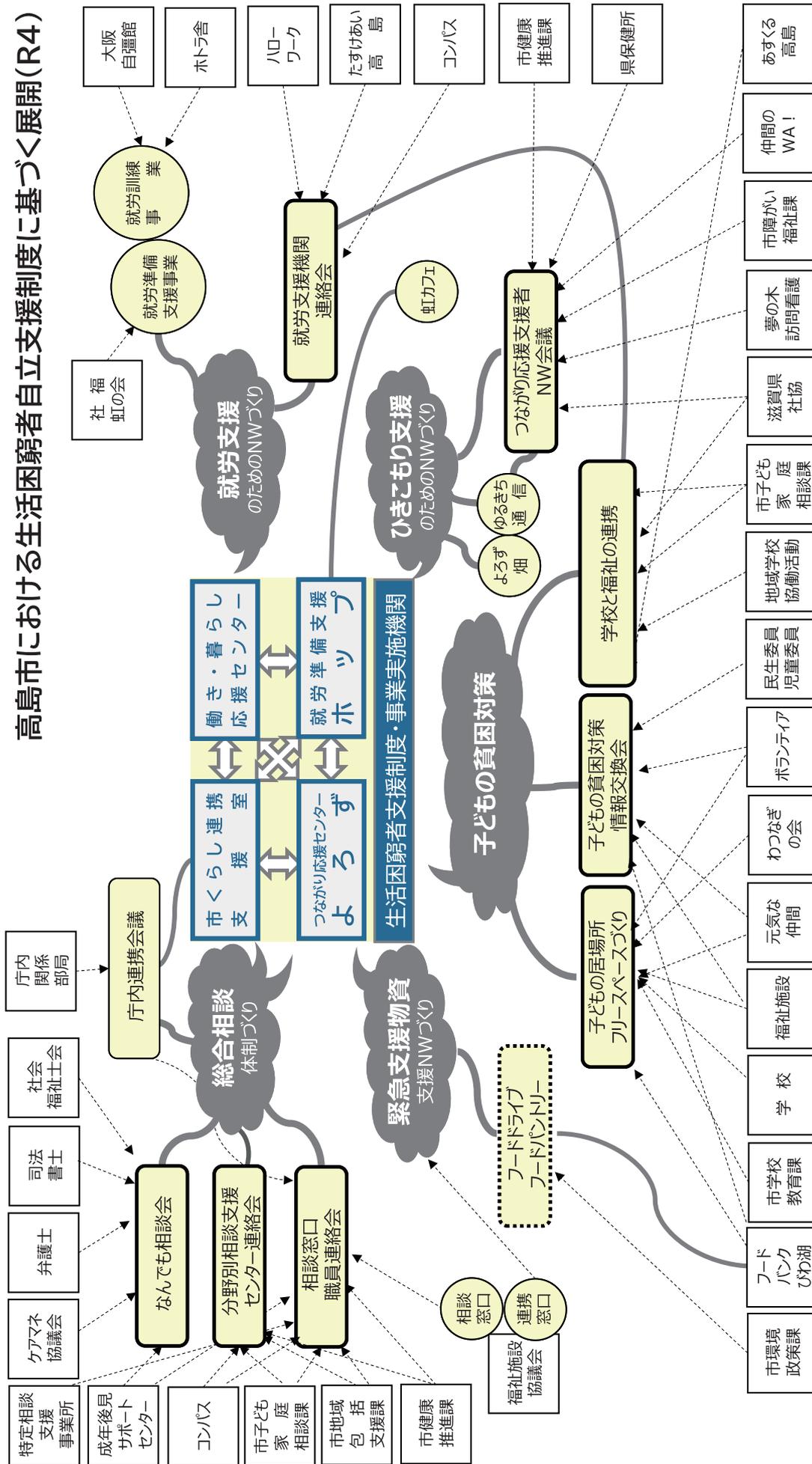
卷末資料

生活困窮者自立支援制度にかかると高島市の事業推進ビジョン



入口 相談支援 取組・出口

高島市における生活困窮者自立支援制度に基づく展開(R4)



高島市自立相談支援機関運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 高島市自立相談支援事業実施要綱の規定に基づき自立相談支援事業を実施する機関（以下「自立相談支援機関」という。）の実効的な運営を図るために必要な事項を協議するとともに、関係機関相互の連携体制の構築および具体的な協働のしくみを検討し、開発的な取組みにより地域全体で包括的な支援体制を確保するため、自立相談支援機関運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項について協議および検討を行う。（1）自立相談支援機関の運営に関すること。

(2) 生活困窮者の状況把握に関すること。

(3) 生活困窮者支援に関する課題の共有に関すること。

(4) 生活困窮者の包括的な支援体制の構築に関すること。

(5) 生活困窮者の課題解決のための地域づくりに関すること。

(6) 高島市生活困窮者自立支援対策庁内連携会議との連携に関すること。

(7) 生活困窮者自立支援に関する行政、福祉・医療団体、住民自治組織および商工・経済団体等への提言、啓発その他必要な事項

(組織)

第3条 運営委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 運営委員会の委員は、別表に掲げる者のうちから、高島市長（以下「市長」という。）が委嘱または任命する。

3 委員の任期は、3年以内とし、再任されることを妨げない。

4 委員が任期中に欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 運営委員会に、委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会議の議長となり、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任されていないときは、市長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に会議への出席を求めることができる。

(専門部会)

第6条 運営委員会は、専門的な分野の協議を集中的に行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、運営委員および委員以外の関係者の中から委員長が指名する。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 運営委員会の事務を処理するため、自立相談支援機関に事務局を置く。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第3条関係）

学識経験者
弁護士
保護司
民生委員・児童委員
社会福祉士
医師
医療・看護関係者
高齢者福祉関係者
障がい者福祉関係者
子育て世代・ひとり親支援関係者
児童福祉関係者
子ども・若者支援関係者
ボランティア団体関係者
非営利活団体動関係者
住民福祉活動団体関係者
社会福祉法人関係者
当事者支援団体関係者
家族支援団体関係者
教育・学校関係者
商工振興・経済団体関係者
認定就労訓練事業所の職員
市就労準備支援事業所の職員
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会の職員
社会福祉法人高島市社会福祉協議会の職員
滋賀県高島健康福祉事務所（高島保健所）の職員
高島市教育委員会事務局の社会教育担当部局の職員
市の高齢者福祉担当部局の職員
市の障がい者福祉担当部局の職員
市の子育て世代・ひとり親支援担当部局の職員
市の保健担当部局の職員
市の児童福祉担当部局の職員
市の子ども・若者支援担当部局の職員
前記に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

令和4年度つながり応援センターよろず運営委員会委員名簿

◎委員長（順不同、敬称略）

	お名前	ご所属
1	藤井 博志◎	関西学院大学人間福祉学部人間福祉研究科 教授
2	谷 仙一郎	NPO法人元気な仲間 代表理事
3	白崎 田鶴子	わつなぎの会 代表（わつなぎ食堂）
4	森 真子	滋賀弁護士会 女性の法律事務所パール弁護士
5	伊藤 隆樹	高島保護区保護司会 会長
6	吉田 和浩	高島市福祉施設協議会 会長 / 社福）ゆたか会清湖園 施設長
7	杉島 隆	社福）虹の会 高島市障がい者相談支援センターコンパス 所長
8	杉本 学士	社福）虹の会 アウトリーチ等支援担当
9	堀出 幸子	夢の木訪問看護ステーション
10	貫井 亜紀	フードバンクびわ湖・たかしま
11	中渕 昌弘	滋賀県高島健康福祉事務所（高島保健所）次長
12	川嶋 二郎	社福）滋賀県社会福祉協議会地域福祉課 課長補佐
13	三家丸 誠人	高島市子ども未来部子ども家庭相談課 課長
14	小林 偉真	高島市教育委員会事務局教育指導部学校教育課 参事
15	小谷 愛子	高島市健康福祉部健康推進課 保健師
16	岸 かおり	高島市健康福祉部高齢者支援局地域包括支援課 主任
17	八坂 和美	社福）高島市社会福祉協議会 地域福祉課 課長

○事務局

1	大塚 寿彦	高島市 健康福祉部 社会福祉課 課長
2	水口 まゆみ	高島市 健康福祉部 社会福祉課 暮らし連携支援室 室長
3	清水 潤平	高島市 健康福祉部 社会福祉課 参事
4	吉田 みゆき	湖西地域働き・暮らし応援センター
5	城山 ゆかり	湖西地域働き・暮らし応援センター
6	山本 明日香	湖西地域働き・暮らし応援センター
7	日置 武司	高島市社会福祉協議会 事務局長
8	松本 道也	高島市社会福祉協議会 相談支援課 課長 つながり応援センターよろず センター長
9	辻 雅俊	高島市社会福祉協議会 相談支援課 係長 つながり応援センターよろず 主任相談支援員
10	河野 みゆき	つながり応援センターよろず 自立相談支援員
11	馬場 礼子	つながり応援センターよろず 家計改善支援員
12	是永 麻記子	つながり応援センターよろず 子どものあしたコーディネーター

高島市生活困窮者自立支援対策庁内連携会議設置要綱

(設置)

第1条 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）の施行に際し、庁内の体制を整備し、法に定める生活困窮者の自立支援に向けた取り組みを推進するため、高島市生活困窮者自立支援対策庁内連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連携会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生活困窮者に関する情報の収集および分析
- (2) 生活困窮者に関する支援内容の検討
- (3) 内部機関の連絡調整および組織体制の確立
- (4) その他、議長が必要と認める事項

(組織)

第3条 連携会議は、議長および構成員をもって組織する。

- 2 議長は、健康福祉部社会福祉課長をもって充てる。
- 3 構成員は、別表に掲げる課等に属する職員のうちから、当該所属長が指名する者をもって充てる。

(会議)

第4条 連携会議の会議は、議長が必要に応じて招集し、議事を進行する。

- 2 議長に事故のあるとき、または欠けたときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 3 議長が必要と認めるときは、前条に規定する構成員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(秘密保持義務)

第5条 連携会議の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 連携会議の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

別表（第3条関係）

政策部総合戦略課
危機管理局防災課
総務部税務課
総務部納税課
市民生活部市民協働課
市民生活部市民課
市民生活部保険年金課
市民生活部マキノ支所
市民生活部今津支所
市民生活部朽木支所
市民生活部安曇川支所
市民生活部高島支所
健康福祉部社会福祉課
健康福祉部障がい福祉課
健康福祉部健康推進課
健康福祉部高齢者支援局地域包括支援課
健康福祉部高齢者支援局長寿介護課
子ども未来部子育て支援課
子ども未来部子ども家庭相談課
子ども未来部子ども・若者支援センターあすくる高島
子ども未来部児童発達支援センター エール
農林水産部農業政策課
商工観光部商工振興課
都市整備部都市政策課
都市整備部上下水道課
高島市民病院地域医療支援部地域医療連携室
高島市民病院事務局医事課
教育委員会事務局教育総務部社会教育課
教育委員会事務局教育指導部学校教育課
教育委員会事務局教育指導部学校給食課

高島市生活困窮世帯の子どもの生活・学習支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）および子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）の規定に基づき、高島市が生活困窮世帯の子どもの生活・学習支援事業（以下「本事業」という。）を実施することにより、困難な状態に置かれた生活保護世帯を含む生活困窮世帯を支えるとともに、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する生活支援および学習支援を推進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、高島市とする。ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施できると認められる社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他市長が適当と認める民間団体に事業の全部または一部を委託することができる。

(事業対象者)

第3条 本事業の対象者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件に該当する者のうち、第7条に規定する支援検討会議において選定された者とする。

- (1) 生活保護世帯の小・中学生およびその保護者
- (2) 生活困窮状態にある世帯もしくはそのおそれがある世帯および養育環境に課題があり支援が必要な世帯の小・中学生およびその保護者
- (3) 前項に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 本事業における支援の期限は、原則として対象となる子どもの中学校卒業時とする。ただし、支援検討会議において卒業後も支援することが適当と判断されたときは、対象となる子どもの高等学校等卒業時もしくは18歳を迎える年度末までとする。

(事業内容)

第4条 本事業は、早期かつ包括的な支援を目指すため、次に掲げる取組みを実施する。

- (1) 日常生活習慣の形成や社会性の育成等の生活支援
- (2) 学習支援
- (3) 居場所の提供
- (4) 調理実習や年中行事体験、ボランティア等の体験活動の提供
- (5) ライフキャリア支援
- (6) 進学・就職等進路に関する情報の提供
- (7) 対象者世帯に対する養育・生活支援
- (8) その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援

2 本事業の目的の範囲内において、対象者の状況や地域の実情に応じ、支援実施場所や支援実施時間および支援内容等については柔軟に設定のうえ実施することとし、創意工夫により効率的・効果的に実施する。

3 本事業は、保護者の支援において自立相談支援事業の利用が必要と認められる場合にはすみやかにその利用を推奨し、適切に連携を図りながら一体的に支援を実施する。

(配置職員)

第5条 市長が直営または委託により本事業を実施するには、生活・学習支援担当者を1人以上配置する。なお、他業務との兼務を可能とする。

2 生活・学習支援担当者は、原則として厚生労働省もしくは滋賀県等が実施する養成研修を修了した者とする。ただし、当分の間はこの限りでない。

3 生活・学習支援担当者は、保育士、社会福祉士、幼稚園教諭、看護師等の資格を有する者等、子ども・子育て支援を適切に行うことができる人材であることが望ましい。

(取組内容)

第6条 本事業は、生活困窮世帯に対する早期かつ包括的な支援として、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 支援実施場所の開設・運営、実施場所管理者との連絡調整
- (2) 支援専門員・ボランティアの募集・登録、実施場所派遣の調整
- (3) 対象者の候補者選定、保険加入等支援に関する各種手続き
- (4) 対象者のアセスメント、支援プランの作成・評価
- (5) 対象者からの進路・養育等に関する相談対応
- (6) 生涯にわたる自分らしい生き方の模索とキャリア形成の援助
- (7) 支援検討会議、事業運営会議、実施場所別運営会議等の開催
- (8) ボランティア向け研修や新規ボランティア養成講座等の開催
- (9) 自立相談支援事業との連携、支援調整会議への参加
- (10) 関連する支援機関・法人等との連携、関係会議体への参画
- (11) 地域・学校における居場所や経験・体験の提供活動への参画
- (12) 貧困対策の周知啓発および事業への協力事業所・企業の開拓

(支援検討会議)

第7条 本事業の対象者の選考および支援プランの策定等にあたり、次に掲げる事項を主な目的として支援検討会議を開催する。

- (1) 新規対象者の支援開始
- (2) 既存対象者の支援終了
- (3) 支援実施場所別の対象者調整
- (4) 事業全体の対象者調整
- (5) プランの適切性の協議
- (6) 各支援機関によるプランの共有
- (7) プラン終了時等の評価
- (8) 対象者世帯全体の支援調整の検討

2 支援検討会議の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(支援承認)

第8条 市長は、支援検討会議において選ばれた新たな対象者に対し、支援承認を行う。

2 市長は、策定された支援プランの内容が適切であるか否かを確認する。

(事業運営会議)

第9条 本事業の実効的な運営を図るために必要な事項を協議するとともに、関係機関相互の連携体制の構築および具体的な協働のしくみを検討し、開発的な取組みにより地域全体で包括的な支援体制を確保するため、事業運営会議を設置する。

2 事業運営会議の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(貧困の連鎖防止に向けた地域づくり)

第10条 本事業は、生活困窮世帯の自立および貧困の連鎖の防止に向け、早期かつ包括的な支援が提供されるよう検討の場を設ける。

2 本事業は、効率的かつ効果的に生活困窮世帯を早期把握し包括的な支援を行うため、ネットワークづくりを一層進め、関係機関との連携およびその活用を図る。

3 本事業は、生活困窮世帯の支援および貧困対策に関する新たな社会資源の開発に努める。

(ひとり親家庭等支援施策との連携)

第11条 ひとり親家庭等の子どもに対する生活・学習支援事業と連携し、効果的かつ効率的な支援を構築する。

(社会福祉法人の公益的な取組みとの連携)

第12条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人の公益的な取組みを活用し、法人との連携を図る。

(対象者の安全衛生等への配慮)

第13条 対象者に対し、安全衛生、災害補償について適切な配慮を行う。

2 災害補償について、対象者が支援実施中に被災した場合に備え、適切な保険に加入する。

(個人情報の共有)

第14条 市長は、対象者に関する個人情報を、関係機関と共有するものとする。この場合において、本人から承諾を得ることとし、その取扱いは、高島市個人情報保護条例(平成17年高島市条例第10号)の定めるところによる。

(守秘義務)

第15条 本事業に関わる者または関わった者は、正当な理由がなく、本事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

高島市就労準備支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき、高島市が就労準備支援事業（以下「本事業」という。）を実施することにより、就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけでなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりで不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施することを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、高島市とする。ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができると思われる社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他市長が適当と認める民間団体に本事業の全部または一部を委託することができる。

(対象者)

第3条 本事業の対象者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件に該当する者とする。

(1) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある者

イ 申込日の属する月における生活困窮者および生活困窮者同一の世帯に属する者の収入を合算した額が、申込日の属する年度（利用申込日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第3項の条例で定める金額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）および生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）による住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

ウ 申込日における生活困窮者および生活困窮者同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。

(2) 前号に該当する者に準ずる者および準ずる状況に陥るおそれのある者として市長が本事業による支援が必要と認める者であること。

(事業内容)

第4条 本事業は、日常生活自立、社会生活自立および就労自立の力を高めるため、次に掲げる取組みを実施する。

- (1) 就労準備支援プログラムの作成・見直し
- (2) 日常生活自立に関する支援
- (3) 社会生活自立に関する支援
- (4) 就労自立に関する支援
- (5) アウトリーチ等による早期からの継続的な個別支援
- (6) 就労体験先の開拓・マッチング支援

- 2 本事業は、自立相談支援機関との間でアセスメントの結果や支援の内容、対象者の状況変化等の必要な情報を常に共有し、適切に連携を図りながら一体的に支援を実施する。
- 3 本事業における支援の実施期間は、1年を超えない期間とする。ただし、利用終了後も一般就労につながらなかった場合で、自立相談支援事業のアセスメントにおいて改めて事業を利用することが適当と判断されたときは、この限りではない。

(職員の配置)

第5条 本事業を実施するため、就労準備支援担当者を1人以上配置し、常勤の責任者を配置するものとする。ただし、就労準備支援担当者および常勤の責任者は、他の業務との兼務を可能とする。

- 2 就労準備支援担当者は、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者や就労支援事業に従事していた者など、生活困窮者への就労支援を適切に行うことができる人材であって、厚生労働省もしくは滋賀県等が実施する養成研修を終了している者であることが望ましい。

(事業運営会議)

第6条 本事業の実効的な運営を図るために必要な事項を協議するとともに、関係機関相互の連携体制の構築および具体的な協働のしくみを検討し、開発的な取組みにより地域全体で包括的な支援体制を確保するため、事業運営会議を開催する。

(障がい者等支援の活用)

第7条 本事業は、障がい者等の支援により蓄積された専門的知識・技術を活用した就労支援を行う福祉専門職との連携を図る。

(対象者の安全衛生面等への配慮)

第8条 本事業における就労体験および講習等を受ける対象者に対し、安全衛生面、災害補償面について一般労働者の取扱いを踏まえた適切な配慮を行う。

- 2 災害補償面について、対象者が就労体験・講習中等に被災した場合に備え、適切な保険に加入する。

(被保護者就労準備支援施策との連携)

第9条 本事業は、被保護者就労準備支援事業と連携し、効果的かつ効率的な支援を構築する。

(個人情報共有)

第10条 市長は、対象者に関する個人情報を関係機関と共有するものとする。この場合において、市長は、本人から承諾を得ることとし、その取扱いは、高島市個人情報保護条例(平成17年高島市条例第10号)の定めるところによる。

(守秘義務)

第11条 本事業に関わる者または関わった者は、正当な理由がなく、本事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

令和3年度就労支援機関連絡会 開催要項

開催趣旨:高島市内において就労支援を行う機関が複数あり、さらに平成27年4月には生活困窮者自立支援事業という新たな枠組みの中、就労支援事業を行うセンターが設立された。

しかし、これら各機関の機能や役割について相互理解をする機会もなく、課題の共有もないまま、連携も十分に機能しているとは言えない。

そこで、市内で就労支援を行う関係機関による連絡会を開催し、市内における就労支援の課題を共有すると共に、支援のための相互理解と連携を進める。

実施内容:①市内の就労支援を主として行う関係機関の課題と地域課題の共有

②市内の就労支援を主として行う関係機関の相互理解と連携促進

構成機関:高島公共職業安定所高島出張所、就労準備支援ホップ、障がい者相談支援センターコンパス、あすくる高島、子ども家庭相談課、新旭養護学校、つながり応援センターよろず、くらし連携支援室、湖西地域働き・暮らし応援センター

開催日程:年3回程度開催

主 催:働き・暮らし応援センター

つながり応援センターよろず(事務局:高島市、高島市社会福祉協議会)

つながり応援支援者ネットワーク会議 開催要項

趣 旨

実社会とのつながりが希薄化し社会的に孤立している状態、いわゆるひきこもり状態にある方が抱える問題や課題は個別性が高く、個々に応じた支援が必要とされています。

市内でも、家族あるいは支援者等から各相談機関に相談が寄せられ支援につながるケースもありますが、まだまだ支援の必要な方が潜在化していることが予測されるほか、相談につながったケースにおいても、相談者が抱える複雑多様な問題について、各関係機関がそれぞれの強みを発揮しながら連携し、支援を進めていく必要があります。

また、ひきこもり状態にある方の社会参加に向けての支援は、中・長期にわたる連続性・継続性が必要であり、安定した仕組みの中で連携してこれにあたる仕組みづくりを進めていく必要があります。

”引きこもり者やその家族の支援”にフォーカスし、これらの仕組みづくりを含め、関係機関のより良い連携について検討することを目的に標記会議を開催します。

会議の目的

現状の関わりの中での課題や支援の状況などを共有しながら、関係機関が良く連携して、支援を進めるための支援の仕組みやチームのあり方について検討します。

参加機関等

あすくる高島、仲間のWA!、市健康推進課、高島保健所、夢の木訪問看護ステーション、市障がい福祉課、障がい者相談支援センターコンパス、市社会福祉課、働き・暮らし応援センター、就労準備支援ホップ、県ひきこもり支援センター、県社会福祉協議会、市くらし連携支援室、参加支援事業所ふれホップ、よろず



本書の内容については、
ホームページからご覧いただけます。

<http://takashima-shakyo.or.jp>